

議 案 名	富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	<p>地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づく標準準拠システムへの移行及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものです。</p>
制 定 内 容	<p>第1条</p> <p>(1)特定個人情報の提供（第5条） 標準準拠システムへの移行に伴い、異なる機関（市長と教育委員会）のシステム間において、特定個人情報の提供を行うことがなくなるため削除するもの。</p> <p>(2)別表第1及び別表第2（第4条関係） 法改正及び標準準拠システムにおけるデータ連携等を踏まえ、必要な改正をするもの。</p> <p>(3)別表第3（第5条関係） (1)に伴い、削除するもの。</p> <p>(4)その他、文言整理</p> <p>第2条</p> <p>(1)別表第2（第4条関係） 法改正に伴い、別表第2の5の項に「乳児等のための支援給付」を追加するもの。</p>
施 行 日	<p>第1条の改正：令和8年1月5日 第2条の改正：令和8年4月1日</p>

富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第41号）新旧対照表

第1条関係

新	旧																						
<p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>削除</u></p>	<p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</u></p>																						
<p>別表第1（第4条関係）</p>	<p>別表第1（第4条関係）</p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="197 967 416 1018">機関</th> <th data-bbox="423 967 1068 1018">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="197 1018 416 1069"></td> <td data-bbox="423 1018 1068 1069"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1069 416 1120"></td> <td data-bbox="423 1069 1068 1120"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1120 416 1171"><u>3</u> 市長</td> <td data-bbox="423 1120 1068 1171">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1171 416 1222"><u>4</u> 市長</td> <td data-bbox="423 1171 1068 1222">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1222 416 1396"><u>5</u> 市長</td> <td data-bbox="423 1222 1068 1396">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務					<u>3</u> 市長	(略)	<u>4</u> 市長	(略)	<u>5</u> 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1093 967 1312 1018">機関</th> <th data-bbox="1319 967 1960 1018">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1093 1018 1312 1069"><u>3</u> 市長</td> <td data-bbox="1319 1018 1960 1069">生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 1069 1312 1120"><u>4</u> 市長</td> <td data-bbox="1319 1069 1960 1120">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 1120 1312 1171"><u>5</u> 市長</td> <td data-bbox="1319 1120 1960 1171">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 1171 1312 1396"></td> <td data-bbox="1319 1171 1960 1396"></td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	<u>3</u> 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	<u>4</u> 市長	(略)	<u>5</u> 市長	(略)		
機関	事務																						
<u>3</u> 市長	(略)																						
<u>4</u> 市長	(略)																						
<u>5</u> 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事																						
機関	事務																						
<u>3</u> 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの																						
<u>4</u> 市長	(略)																						
<u>5</u> 市長	(略)																						

	<u>務であって規則で定めるもの</u>
6 市長	市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	(略)
8 教育委員会	(略)
9 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しく

6 教育委員会	(略)
7 教育委員会	(略)

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報

	<p>は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>			
--	---	--	--	--

生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの

「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。)であって生活に困窮する者に係る生活保護法による保護の決定及び実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給の取扱いに準じた事務に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの

		<p>介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であって規則で定めるもの</p>		
			1 市長	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談給又は地域子ども・子育て支援</p> <p>障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援</p>

				<p>支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
			2 市長	<p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
			3 市長	<p>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還</p>	<p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>

					又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
			4	市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
			5	市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
			6	市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの 富士見市子ども医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの

				<p>則で定めるもの</p> <p>する条例によるこども医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障害者に対する医療費助成金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
			7 市長	<p>知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>

			8 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
			9 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの	10 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

	<p>の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>		<p>の訪問指導、 、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収 に関する事務であって規則で定めるもの</p>	
			<p>1 1 市長</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>

					生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
			1 2 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
			1 3 市長	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
3 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの	1 4 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

	則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの		則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの			
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの			
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの			
15	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
4	市長	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）による予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの		
			地方税関係情報であって規則で定めるもの		
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの		
			外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの		

		<u>て規則で定めるもの</u>					
		<u>介護保険給付等関係情報であつて規則で定めるもの</u>					
		<u>住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの</u>					
5	市長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの 地方税関係情報であつて規則で定めるもの 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であつて規則で定めるもの 住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの	16	市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であつて規則で定めるもの
				17	市長	富士見市こども医療費支給に関する条例によるこども医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係

				情報であって規則で定めるもの
				障害者関係情報であって規則で定めるもの
				生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
			18 市長	富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
				医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
				地方税関係情報であって規則で定めるもの
				生活保護関係情報であって規則で定めるもの
				中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
				児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
				障害者関係情報であって規則で定めるもの
				生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
			19 市長	生活に困窮する外国人
				医療保険給付関係情報であって

				に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	規則で定めるもの
					地方税関係情報であつて規則で定めるもの
					介護保険給付等関係情報であつて規則で定めるもの
					年金給付関係情報であつて規則で定めるもの
					労働者災害補償関係情報であつて規則で定めるもの
					障害者自立支援給付関係情報であつて規則で定めるもの
					生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
					中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの
					障害者関係情報であつて規則で定めるもの
					児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの
					特別児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの
					戦傷病者戦没者遺族等援護関係







				<p>17号)による一般疾病医療費又は手当等の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)による年金である給付に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)による特別障害給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
			20 市長	<p>富士見市重度心身障害者医療費支給に関する</p> <p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p>

			<u>条例による重度心身障害者に対する医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</u>	
			2 1 市長	<u>富士見市在宅重度心身障害者手当支給条例による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>児童福祉法による療育の給付に関する情報であって規則で定めるもの</u>

					特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
--	--	--	--	--	---

削除	別表第3（第5条関係）			
	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
	1 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
				生活保護関係情報であって規則で定めるもの
				中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
			障害者関係情報であって規則で定めるもの	
			生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの	

	2	教育委員	就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援助に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であつて規則で定めるもの
	会				生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの 障害者関係情報であつて規則で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であつて規則で定めるもの
	3	教育委員	障害のある児童生徒の保護者に対する就学奨励に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であつて規則で定めるもの
		会			

第2条関係

新			旧		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
5 市長	子ども・子育て支援法 （平成24年法律第6 5号）による妊婦のため の支援給付、子どもた めの教育・保育給付、子 育てのための施設等利 用給付若しくは乳児等 のための支援給付の支 給又は地域子ども・子育 て支援事業の実施に関 する事務であって規則 で定めるもの	（略）	5 市長	子ども・子育て支援法 （平成24年法律第6 5号）による妊婦のため の支援給付、子どもた めの教育・保育給付若し くは子育てのための施 設等利用給付 の支 給又は地域子ども・子育 て支援事業の実施に関 する事務であって規則 で定めるもの	（略）